**士その他の客宿所で、長屋建になつてゐた。** 

小屋。 本コヤ 御小屋 滞が貧民を收容扶持する 場、石川郡笠舞村に設けた非人小屋を略して、

つた。故に御小屋坂と名づける。 那笠舞村に設けた非人小屋に通ずる道筋であ中程から一本松に下る坂道で、加賀藩が石川 中程から一本松に下る坂道で、加賀藩が石川

禮を行うた。世にこれを御小屋祭というた。 前田綱紀の恩に感じ、その忌日五月九日に祭 は、藩の貧民を收容する御小屋に居た者を移 は、藩の貧民を收容する御小屋に居た者を移

神體が埋めてあるといはれてゐた。 
もなく祭神も不詳であるが、榎の古木の下に 
もなく祭神も不詳であるが、榎の古木の下に 
心とを捧げて響を治することを祈つた。 
心臓 
にある。 
ら人洗米と

オサイマツリ 御齋祭 鳳至郡輪島町重蔵 はれ、大齋祭といつてゐるが、御齋祭も同じはれ、大齋祭といつてゐるが、御齋祭も同じはれ、大齋祭といつてゐるが、御齋祭も同じなれ、大齊祭といつてゐるが、御齋祭 鳳至郡輪島町重蔵

オサキサンピン 御先三品 →サンピン

南方に設けられた通用門の名稱。 オサクジモン 御作事門 江戸本郷邸の東

は花の多少を見て豊凶を占ひ、その木を尊ん二株の櫻は、緋櫻と普賢象とであるが、地方人

かつた。

枯枝を火に焚くことをもしな

小松町番匠屋伊兵衞と情死を遂げた。 
門方抱への遊女。文久二年六月朔日その情人門方抱への遊女。文久二年六月朔日その情人

オシチチュウヤ 御七鷺夜 →ホウォンコ流出し、鹿波領で海に注ぐ。流程六粁。 飛出山中領山から

カッナ 押野 石川郡押野庄に属する部落。 オシノ 押野 石川郡押野庄に属する部落。 は登賀三州志故墟考に、『押野。在 押野庄神 は登賀三州志故墟考に、『押野。在 押野庄神 は登賀三州志故墟考に、『押野。在 押野に神 に住し、押野家善と稱す。尊氏公の幕下に隷 し、武勇の譽あり云々。長享二年には山本圓 し、武勇の譽あり云々。長享二年には山本圓

石川郡押野に在つた。式内等舊社記に『押野オシノサンノウジンシャー押野山王神社

なからう。 は三神社。押野に邦野村鎮座。浩社也。』とある。但し今押野にある神社は、明治四十二年高皇産鎭神社を清水社に合併して、高皇産颯なから、山王神社ではなからう。

寺藏貞和二年四月十六日押野地頭藤原家善のオシノサンノウバヤシ 押野山王林 大乘

各進狀に、『押野庄内大乗寺客進田四至限』東山王西江ことある。又富権記長享二年高尾城政の條に、高橋新左衛門家思は六ケの軍兵五政の條に、高橋新左衛門家思は六ケの軍兵五

オシノショウ押野庄石川郡にあつた。

お政時代では押越·八日市·押野三村を含んで 活政時代では押越·八日市·押野三村を含んで

オシノヤカタ 押野館 石川郡押野の東に館跡がある。石川訪古遊記に、土居高さ壹丈館跡がある。石川訪古遊記に、土居高さ壹丈部、南面残壘長さ二三十步。その北百餘步に許、南面残壘長さ二三十步。その北百餘步に許、南面残壘長さ二三十步。その北百餘歩にあるが、今は全く墾田となつた。富樫家善があるが、今は全く墾田となった。

オシホグラ 御鹽蔵 加賀藩の製鹽を設す、る倉庫を御鹽蔵といひ、各製鹽地に之を設け、常に番人を置いて監視せしめた。牧納及び拂出の時には、小代官及び鹽相見人の立會によらざれば開閉することなく、鍵は鹽取締役の 保管する所であつた。

の 方祖父上坂九郎兵衞。越前にて前田五郎兵衞 寛文十一年御算用者笠間清兵衞由緒帳に『母 咋郡押水で一揆の起つたことがあるらしい。は オシミヅイツキ 押水一揆 天正十六年羽

等では、他州一揆有之節十六歳にて手を いさぎ、十八歳に而闕東八王寺御陣之刻太刀 が高名仕云々。』同年典力瀧山平右衞門中緒帳 に、『父瀧山喜左衞門、前田五郎兵衞殿・同播 唐守殿・同修理殿迄三代奉公仕、知行百石被 下候。播磨守殿時代、能州押水一揆蜂起之節 下候。播磨守殿時代、能州押水一揆蜂起之節

来・八野の十八ヶ村を含んで居た。 栗・八野の十八ヶ村を含んで居た。 栗・八野の十八ヶ村を含んで居た。

保十四年今濱から分割したのである。 保十四年今濱から分割したのである。 保十四年今濱から分割したのである。 保十四年今濱から分割したのである。

オシミッゴウ 押水郷 藩末以降羽咋郡中の一つである。郡の最南から今濱附近に至る四十三村を

オシミッサンガノショウ 押水三箇座 羽郷真等 連署誓壽坊宛狀に、『就令入國被罷郎綱真等 連署誓壽坊宛狀に、『就令入國被罷出、押水三ヶ之百姓被割付可有御馳走之由令 祝着候。』とある。

オシミッショウ 押水庄 潜政時代の羽咋 郡押水庄は、押水大海庄・押水中庄・押水北庄 二年五月十五日三宅慶甫の寄進狀に押水兇田 一年五月十五日三宅慶甫の寄進狀に押水兇田 が舞り がかれて居た。しかし一宮社蔵永祿